

## 北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

制定 平成25年5月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和2年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自然エネルギーの利用促進によって地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減及び市民の環境意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、北茨城市補助金等交付規則（昭和45年北茨城市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより発電された電力を生活に必要なエネルギーとして供給する装置をいう。
- (2) 住宅 市民が自ら居住するために用いる家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は有することが見込まれる者のうち、新たに太陽光発電システムを設置するもの
- (2) 市税等を滞納していないもの
- (3) 電力会社との電力需給契約を締結するもの
- (4) 補助金の交付申請をした年度内に、すべての手続きを完了することができるもの。

### (補助対象事業)

第3条の2 補助金の交付の対象となる事業は、住宅に次に掲げる要件をすべて満たす住宅用太陽光発電システムを設置する事業（住宅用太陽光発電システムが設置された住宅の購入を含む。）とする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した発電設備を構成する太陽電池モジュール（以下「太陽電池モジュール」という。）と低圧配電線とが連系し、太陽光発電による電気が当該住宅において消費され、余剰の電気が生じた場合は低圧配電線に逆流されること。
- (2) 太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。以下同じ。）が10キロワット未満であること。

（補助金の額）

第4条 この要綱による補助金の額は、設置しようとする太陽光発電システム1基当たり5万円とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システムの設置に要する費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (2) 太陽光発電システムの形状及び規格が記載された書類の写し
- (3) 住宅の位置図並びに当該住宅における太陽光発電システムの設置予定箇所の配置図及び現況の写真
- (4) 住宅を新築する場合にあっては、当該住宅に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (5) 住宅が申請者の所有でない場合にあっては、当該住宅の所有者の承諾書
- (6) 市税等の滞納がない旨の証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した内容を変更するとき、又は中止、廃止をしようとするときには、速やかに北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の変更等の申請があったときは、当該変更等を承認するか否かを決定し

、北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更等承認書（様式第4号）により、当該補助事業者へ通知する。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、発電システムの設置を完了した日から30日以内又は、当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長へ届け出て、確認を受けなければならない。

- （1） 補助事業に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- （2） 電力会社との電力供給契約書又はそれに準じる書類の写し
- （3） 太陽光発電システムの設置前、設置時及び設置後の写真
- （4） 住民票の写し
- （5） その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第7号）を市長へ提出するものとする。

（交付の決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力）

第14条 市長は、この要綱による補助を受けて発電システムを設置した者に対し、必要に応じて発電システムに関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置費補助金

について適用し、同日前の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この要綱による改正後の北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、なお従前の例による。